



報道発表資料

Press Release

平成22年2月9日

「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の見直し(案)について」に対する意見の募集(パブリックコメント)について

中央環境審議会水環境部会陸域環境基準専門委員会では、環境基本法第16条第2項に基づく水質環境基準の類型指定について、生活環境保全に関する環境基準のうち、河川及び湖沼(水生生物の保全に関するものを除く。)に係る報告案を取りまとめました。

本報告案について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、平成22年2月9日(火)から3月10日(水)までの間、パブリックコメントを実施いたします。御意見のある方は御意見募集要項に沿って御提出願います。

1 意見募集の概要について

生活環境保全に関する環境基準については、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)により、各公共用水域につき、利用目的に応じて、水域類型の指定を行うこととされており、国及び都道府県は、昭和45年度から多くの水域について指定を行ってきました。この水域類型の指定については、水域の利用の様態の変化等事情の変更に伴い適宜改定することとしております。今般、国が水域類型の指定を行った水域の類型の見直しを行うため、渡良瀬川(2)等河川2水域(河川類型の見直し)及び深山ダム貯水池等湖沼6水域(湖沼類型の見直し及び河川類型から湖沼類型への見直し)について、平成20年度より陸域環境基準専門委員会において審議したところ、別添のとおり報告案が取りまとめられました。本案について、広く国民の皆様からの御意見をお聴きするため、パブリックコメントを実施いたします。同専門委員会においては、頂いた御意見を考慮し、報告案を最終的に取りまとめる予定です。

2 意見提出について(詳細は御意見募集要項参照)

提出期限: 平成22年3月10日(水)

提出方法: 御意見募集要項参照

3 添付資料

- ・ [御意見募集要項](#)
- ・ [「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の見直し\(案\)について」](#)
- ・ [参考資料\(検討対象水域の水質予測結果について\)](#)

添付資料

- [御意見募集要項\[PDF 98KB\]](#)
- [水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の見直し\(案\)について\[PDF 121KB\]](#)
- [【参考資料1】水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定の見直し\(案\)の背景及び考え方\[PDF 142KB\]](#)
- [【参考資料2】渡良瀬川\(2\)\[PDF 476KB\]](#)

- 【参考資料3】相模川下流[PDF 2,282KB]
- 【参考資料4】深山ダム貯水池[PDF 750KB]
- 【参考資料5】川治ダム貯水池[PDF 1,730KB]
- 【参考資料6】相模ダム貯水池[PDF 1,755KB]
- 【参考資料7】城山ダム貯水池[PDF 1,933KB]
- 【参考資料8】土師ダム貯水池[PDF 4,724KB]
- 【参考資料9】弥栄ダム貯水池[PDF 3,983KB]
- 【参考資料10】筑後川(3)[PDF 750KB]

■ 連絡先

環境省水・大気環境局水環境課

直通:03-5521-8314

代表:03-3581-3351

課長:森北 佳昭(6610)

課長補佐:富坂 隆史(6613)

担当:浦山 重雄(6625)

水質汚濁の防止に関する生活環境の保全に関する環境基準の
水域類型指定の見直し（案）について

I. 河川水域

政令別表による 名 称	水 域	水域類型	達成期間	現行の 類型
利根川水系の渡良瀬 川	渡良瀬川(2) (桐生川合流点から 袋川合流点まで)	河川 A	直ちに達成	河川 B
相模川水系の相模川 (桂川を含む。)	相模川下流 (寒川取水堰より下 流)	河川 B	直ちに達成	河川 C

(説明)

1. 渡良瀬川 (2)

BODの水質が改善傾向で推移し、平成12年度以降8年連続してA類型相当の水質を満たしており、現状の水質を維持するため、水域類型を「河川A類型」とし、達成期間は【イ 直ちに達成】とする。

2. 相模川下流

BODの水質が改善傾向で推移し、平成7年度以降13年連続してB類型相当の水質を満たしており、現状の水質を維持するため、水域類型を「河川B類型」とし、達成期間は【イ 直ちに達成】とする。

(その他参考事項)

1. 相模川下流

BODの水質が改善傾向で推移し、平成14年度以降（平成17年度を除く。）5年間河川A類型相当の水質を満たしているが、今回の類型指定はB類型への変更とし、今後、経過を見守りつつ次の類型指定の見直しの機会に再度検討を行うこととする。

2. 筑後川 (3)

BODの水質が改善傾向で推移し、平成9年度以降（平成17年度、平成20年度を除く。）10年間河川A類型相当の水質を満たしているが、今回の類型指定はB類型のままとし、今後、経過を見守りつつ次の類型指定の見直しの機会に再度検討を行うこととする。

II. 湖沼水域

政令別表による 名 称	水域	水域類型	達成期間	現行の類型
那珂川水系の 那珂川	深山ダム 貯水池 (深山湖) (全域)	湖沼AA	直ちに達成	湖沼AA
		湖沼 II 全窒素を 除く	直ちに達成	湖沼 I 全窒素を除く 全磷:平成 18 年度ま での暫定目標 0.011 mg/L
利根川水系の 鬼怒川	川治ダム 貯水池 (八汐湖) (全域)	湖沼A	直ちに達成	湖沼 AA COD:平成 18 年度 までの暫定目標 2.0 mg/L
		湖沼 II 全窒素を 除く	段階的に暫定目標を 達成しつつ、環境基 準の可及的速やかな 達成に努める。 全磷:平成 26 年度 までの暫定目標 0.010 mg/L	湖沼 II 全窒素:平成 18 年 度までの暫定目標 0.32 mg/L 全磷:平成 18 年度 までの暫定目標 0.021 mg/L
相模川水系の 相模川	相模ダム 貯水池 (相模湖) (全域)	湖沼A	直ちに達成	河川A
		湖沼 II	段階的に暫定目標を 達成しつつ、環境基 準の可及的速やかな 達成に努める。 全窒素:平成 26 年度 までの暫定目標 1.4 mg/L 全磷:平成 26 年度ま での暫定目標 0.085 mg/L	—
相模川水系の 相模川	城山ダム 貯水池 (津久井湖) (全域)	湖沼A	直ちに達成	河川A
		湖沼 II	段階的に暫定目標を 達成しつつ、環境基 準の可及的速やかな 達成に努める。 全窒素:平成 26 年度 までの暫定目標 1.4 mg/L 全磷:平成 26 年度ま での暫定目標 0.048 mg/L	—

		湖沼A	直ちに達成	湖沼A
江の川水系の 江の川	土師ダム 貯水池 (八千代湖) (全域)	湖沼II	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 全窒素:平成26年度までの暫定目標 0.43 mg/L 全燐:平成26年度までの暫定目標 0.018 mg/L	湖沼II 全窒素:平成18年度までの暫定目標 0.43 mg/L 全燐:平成18年度までの暫定目標 0.020 mg/L
小瀬川水系の 小瀬川	弥栄ダム 貯水池 (弥栄湖) (全域)	湖沼A	直ちに達成	湖沼AA COD:平成18年度までの暫定目標 2.6 mg/L
		湖沼II 全窒素を除く	直ちに達成	湖沼II 全窒素:平成18年度までの暫定目標 0.32 mg/L 全燐:平成18年度までの暫定目標 0.010 mg/L

注) 城山ダム貯水池(津久井湖)については、沼本ダム調整池も含まれる。

(説明)

1. 深山ダム貯水池(深山湖)

現状で湖沼AA類型相当であるCODの水質を維持すること、また、湖沼II類型に相当する水道の利用があることから、「湖沼AA類型・湖沼II類型」とし、水質の現状から全窒素は適用除外とする。達成期間は【イ 直ちに達成】とする。

2. 川治ダム貯水池(八汐湖)

湖沼A類型・湖沼II類型に相当する水道及び水産の利用があることから、「湖沼A類型・湖沼II類型」とし、水質の現状から全窒素は適用除外とする。達成期間はCODについては【イ 直ちに達成】とするが、全燐については現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において達成が困難なため、達成期間は【ニ 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。】とし、平成26年度までの暫定目標を全燐0.010 mg/Lとする。

3. 相模ダム貯水池(相模湖)

湖沼A類型・湖沼II類型に相当する水道の利用があることから、「湖沼A類

型・湖沼Ⅱ類型」とする。達成期間はCODについては【イ 直ちに達成】とするが、全窒素及び全燐については現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において達成が困難なため、達成期間は【ニ 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。】とし、平成26年度までの暫定目標を全窒素1.4 mg/L、全燐0.085 mg/Lとする。

4. 城山ダム貯水池（津久井湖）

湖沼A類型・湖沼Ⅱ類型に相当する水道の利用があることから、「湖沼A類型・湖沼Ⅱ類型」とする。達成期間はCODについては【イ 直ちに達成】とするが、全窒素及び全燐については現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において達成が困難なため、達成期間は【ニ 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。】とし、平成26年度までの暫定目標を全窒素1.4 mg/L、全燐0.048 mg/Lとする。

5. 土師ダム貯水池（八千代湖）

湖沼A類型・湖沼Ⅱ類型に相当する水道及び水産の利用があることから、「湖沼A類型・湖沼Ⅱ類型」とする。達成期間は、全窒素及び全燐については現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において達成が困難なため、達成期間は【ニ 段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。】とし、平成26年度までの暫定目標を全窒素0.43 mg/L、全燐0.018 mg/Lとする。

6. 弥栄ダム貯水池（弥栄湖）

湖沼A類型・湖沼Ⅱ類型相当する水道及び水産の利用があることから、「湖沼A類型・湖沼Ⅱ類型」とし、現状の水質から全窒素は適用除外とする。達成期間については【イ 直ちに達成】とする。

II-2. 河川水域が湖沼水域に設定されることに対して変更される河川水域

変更後		変更前	
政令別表による名称	水域	政令別表による名称	水域
相模川水系の相模川(桂川を含む。)	相模川上流(2) (柄杓流川合流点から 城山ダムより上流で(相模ダム貯水池(相模湖)(全域)及び城山ダム貯水池(津久井湖)(全域)に係る部分に限る。)を除く)	相模川水系の相模川(桂川を含む。)	相模川上流(2) (柄杓流川合流点から 相模湖大橋(相模ダム)まで)
		相模川水系の相模川(桂川を含む。)	相模川上流(3) (相模湖大橋(相模ダム)から城山ダムまで)

注) 城山ダム貯水池(津久井湖)については、沼本ダム調整池も含まれる。